

受託業者を特定するための評価基準

別紙1

業務名： 令和4年度 奈良市 八条・大安寺周辺地区先端技術を活用したまちづくり検討業務委託
(奈良市八条・大安寺周辺地区まちづくり検討事業(都づくり))

●配置予定技術者(企業)の経験及び能力等

評価項目	評価の着目点		技術点				
	判断基準		管理技術者	担当技術者(※4)	照査技術者	小計	合計
配置予定技術者(企業)の経験及び能力※5	資格要件	技術者資格を次のとおり評価する。 ①技術士(総合技術監理部門(建設)「都市及び地方計画」) ①技術士(建設部門「都市及び地方計画」) ②RCCM「都市計画及び地方計画」 ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	①1 ②0.5 ③0	5	23
	資格・実績等	業務執行技術力① 平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した同種業務又は類似業務の実績を次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) 同種業務:「スマートシティ」、「スーパーシティ」又は「デジタル田園都市」に関する検討業務(※1) 類似業務:10ha以上を対象とした面整備に関する検討業務(※1) ①同種業務の実績がある ②類似業務の実績がある ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5	
	情報収集力	地域精進度 平成23年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した近畿地方整備局又は奈良県土木マネジメント部発注の下記業務実績の有無について、次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) ①奈良市内における業務実績あり ②上記①以外の奈良県内における業務実績あり ③上記①②以外	①2 ②1 ③0	①2 ②1 ③0	/	4	
成績・表彰	専門技術力	企業の業務執行力 平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した奈良県土木マネジメント部発注の建設コンサルタント業務の委託業務等成績評定点を、次のとおり評価する(※2)(※3)。 ①65点以上 (業務成績評定点の平均値-65)×0.2 ②60点以上65点未満 (業務成績評定点の平均値-65)×0.4 ③60点未満 -3	Max 7			7	
	専門技術力	業務執行技術力② 近畿地方整備局発注の平成29年4月1日以降、令和3年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに表彰された優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰(建設コンサルタント等)の経験について、次のとおり評価する。(照査技術者としての実績は評価しない。) ①局長表彰の実績あり ②部長表彰の実績あり ②事務所長表彰の実績あり ③上記①②以外	①1 ②0.5 ③0	①1 ②0.5 ③0	/	2	
手持ち業務量※5	専任制	公告日時点における契約額500万円以上の手持ち業務量について、次のとおり評価する。(照査技術者として従事するものは含めない。) ①手持ち業務の契約総額1億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ②手持ち業務の契約総額1億円以上2億円未満、かつ手持ち業務の件数が5件未満 ③上記①②以外	①3 ②1.5 ③0	①2 ②1 ③0	/	5	5

- ※1 国又は地方公共団体が発注した業務に限る。
- ※2 予定価格100万円以上の奈良県土木マネジメント部発注業務の業務実績がない場合は65点として評価は0点とする。
- ※3 評価対象となる委託業務等成績評定点は[調査、計画業務]・[概略、予備設計業務]・[詳細設計業務]・[工事管理業務]・[積算技術業務]とする。([測量作業、地質調査、単純調査等業務]を除く。)
- ※4 担当技術者を複数もうける場合の評価値は、各々の担当技術者の平均値により算出する。
- ※5 「配置予定技術者(企業)の経験及び能力」、「手持ち業務量」の状況等を明確に判断できる資料が添付されていない場合は、加点しない。

●業務の実施方針

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	※※	4	14
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		2	
	その他	業務内容に適した実施体制となっている場合に優位に評価する。		6	

●評価テーマ

評価項目	評価の着目点		技術点		
	判断基準		評価点	小計	合計
評価テーマに関する技術提案	評価テーマ1「先端技術を活用したまちづくりの検討」について	①先進事例について事例収集を行う上での着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	18	38
		②先端技術を活用したまちづくりの検討を行ううえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。		20	
	評価テーマ2「検討会の運営支援」について	検討会を進めて行くうえでの着眼点について、具体的かつ的確に示されている場合に優位に評価する。	※※	20	20

評価項目	評価の着目点		技術点		
	評価項目	評価基準	評価点	小計	合計
参考見積	業務コストの妥当性 業務量の目安として示した限度額を超えている場合、又は、見積項目が不足している場合は特定しない。			-	

合計 100

※※ の評価値は、審査員による5段階評価(100%・75%・50%・25%・0%)を行い、その平均点により算出する。
技術点は、小数第3位を切り捨てし小数第2位まで算出する。